

議案第14号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書を削る。

別表第2 杉並区営成田東一丁目アパートの項中「16,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区営住宅条例の規定は、令和5年4月以後の月分の駐車場の使用料について適用し、同年3月以前の月分の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

区営住宅の駐車場の使用料を改定する等の必要がある。

## 杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(使用者の資格)	(使用者の資格)
第6条 略	第6条 略
2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。) にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。	2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。) にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。 <u>ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</u>
(1)～(8) 略	(1)～(8) 略
3～5 略	3～5 略